監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長、佐倉市選挙管理委員会委員長及び佐倉市教育委員会教育長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和4年12月22日 措置結果告示日 令和5年 2月20日

> 佐倉市監査委員 滝 田 理 佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊 佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和4年度定期監査及び行政監査(第1回)

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

市民部(和田出張所、弥富派出所、和田ふるさと館)、こども支援部(こども政策課、こども保育課、こども家庭課、佐倉保育園、馬渡保育園)、都市部(都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課)、選挙管理委員会事務局、教育部(和田公民館、弥富公民館)

「書面審査〕

財政部(財政課、市民税課、資産税課、債権管理課、契約検査課)、市民部(市民課、健康保険課、自治人権推進課、志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター)、福祉部(社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課)、健康推進部(健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課)、産業振興部(農政課、商工振興課、佐倉の魅力推進課、佐倉草ぶえの丘)、農業委員会事務局

指 摘 事 項 等

1 指摘事項

(1) 契約事務について

ア 事業の執行伺いの記載について(和田ふ るさと館、こども家庭課、選挙管理委員会事 務局)

執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺いの起案に事業名、事業場所等必要事項を明記しなければならないことが規定されている。

措置 結果等

1 指摘事項

(1)契約事務について

ア 事業の執行伺いの記載について (和田ふるさと館)

佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、 「随意契約チェックリスト」を活用し、適正 な契約事務に努めてまいります。

(こども家庭課)

事業の執行伺いにつきましては、佐倉市契

指 摘 事 項 等

しかし、必要事項が明記されていない執行 伺いが7件(和田ふるさと館1件、こども家 庭課4件、選挙管理委員会事務局2件)認め られた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適 正な契約事務を確保されたい。

イ 随意契約該当理由について (こども家庭 課)

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる 地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。

今後は、チェック機能を強化の上、適正な 契約事務に努められたい。

ウ 予定価格書について(こども家庭課、公園緑地課、選挙管理委員会事務局、和田公民館)

随意契約においては、佐倉市財務規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項により、予定価格を定めることが規定されている。また、同規則第130条により、予定価格書を作成し、封筒に入れて封印し、保管することが規定されている。

しかし、予定価格書に見積書比較価格の記載のないものが8件(公園緑地課7件、選挙管理委員会事務局1件)認められた。

また、予定価格書の封筒のないものが1件 (こども家庭課)、封筒に封印のないものが 1件(和田公民館)認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守するととも に、チェック機能を強化の上、適正な契約事 務を確保されたい。

措 置 結 果 等

約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保 するとともに、再発防止に努めてまいりま す。

(選挙管理委員会事務局)

事業の執行伺いにつきましては、佐倉市契 約事務要綱の内容を全職員に周知徹底し、適 正な契約事務を確保するとともに、再発防止 に努めてまいります。

イ 随意契約該当理由について

(こども家庭課)

随意契約該当理由につきましては、起案審査におけるチェック体制の強化を図り、適正な契約事務を確保するとともに、再発防止に努めてまいります。

ウ 予定価格書について

(こども家庭課)

予定価格書につきましては、佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック体制の強化を図ることで、適正な契約事務を確保し、再発防止に努めてまいります。

(公園緑地課)

予定価格書の見積書比較価格について、佐 倉市財務規則を遵守するとともに、チェック 機能を強化し、適正な契約事務の確保に努め てまいります。

(選挙管理委員会事務局)

予定価格書については、佐倉市財務規則を 遵守するとともに、チェック体制の強化を図 ることで、適正な契約事務を確保し、再発防 止に努めてまいります。

指 摘 事 項 等

措 置 結 果 等

(和田公民館)

佐倉市財務規則を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」を活用するなど、チェック体制の強化を図ることで、適正な契約事務を確保し、再発防止に努めてまいります。

エ 見積書を入れる封筒について(公園緑地課)

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならないことが規定されている。

しかし、封筒に見積書在中の旨が明記されていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適 正な契約事務を確保されたい。

オ 随意契約関係書類について (こども家庭課)

随意契約事務については、各担当課の責任 において、適正に事務を執行する必要があ る。

随意契約における事務手続については、契 約検査課により「随意契約チェックリスト」 が作成されており、随意契約の事前準備から 契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防 止に活用されている。

随意契約の事務手続について、見積合せ日 が会計年度前の日付となっているものが1件 認められた。

また、契約書に仕様書等の添付のないもの が1件認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正 な契約事務を確保されたい。 エ 見積書を入れる封筒について (公園緑地課)

見積書を入れる封筒に関する記載事項について、佐倉市契約事務要綱を遵守し適正な契約事務の確保に努めてまいります。

オ 随意契約関係書類について (こども家庭課)

随意契約における事務手続につきましては、「随意契約チェックリスト」に基づき、 チェック機能の強化を図り、適正な契約事務 に努めてまいります。

指 摘 事 項 等

(2)補助事業の交付関係書類について(こ ども政策課、こども家庭課、建築指導課、住 宅課)

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。

「佐倉市保育園等運営費交付金」については、佐倉市保育園等運営費交付金交付要綱第5条第2項により、交付申請書には申請額算出内訳表、交付対象経費別明細書及び事業計画書等の必要書類を添付することが規定されている。

提出された交付申請書について、必要書類 の添付のないものが3件認められた。また、 添付書類に記載不備のあるものが2件認めら れた。(こども政策課)

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」については、佐倉市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱第7条第4項により、給付金申請者の本人確認を行うことが規定されている。

提出された給付申請書に本人確認書類のないものが1件認められた。 (こども家庭課)

「佐倉市木造建築物耐震診断補助金」については、佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱第5条第2項により、交付申請書には耐震診断事業計画書、案内図、住宅の図面等の必要書類を添付することが規定されている。

提出された交付申請書について、必要書類 の添付のないものが2件認められた。(建築 指導課)

「佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金」については、佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条により、交付申請書により申請することが規定されてい

措置 結果等

(2) 補助事業の交付関係書類について (こども政策課)

新たにチェックリストを準備する他、課内での役割分担を明確にし、ダブルチェックするなどチェック機能を強化することによって、適正な補助金交付事務の確保に努めてまいります。

(こども家庭課)

補助金の交付事務につきましては、申請書類のチェック体制を強化し、規則及び要綱に基づく適正な補助金交付事務に努めてまいります。

(建築指導課、住宅課)

補助金等の交付事務の実施にあたりましては、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び関係要綱を遵守するとともに、チェック機能を強化し、適正な交付事務の確保に努めてまいります。

る。

提出された交付申請書類について、記載不備のあるものが1件認められた。(住宅課) 今後は、チェック機能を強化し、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(3) 文書の収受について(こども家庭課) 佐倉市文書管理規程第12条では、同条第 3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、 文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、 文書の余白に文書収受印を押印するものと規 定されている。

補助金等交付関係書類2件について、文書 収受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正 な文書の取扱いに努められたい。

(4) 備品の管理について

ア 備品の登録について(選挙管理委員会事 務局)

佐倉市財務規則第279条第1項により、 所管に属する備品については、備品台帳一覧 表を備えて記録し、常に備品の状況を明らか にしておかなければならないと規定されてい る。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている 備品と、所管に設置し保管されている備品が 一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の 適正な管理に努められたい。

2 意見

(1) 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金要綱及び事業補助金交付要綱について (こども政策課)

交付金・補助金を交付するに際しては、対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。各交付要綱の対象経費は別表に

(3) 文書の収受について

(こども家庭課)

文書の収受につきましては、佐倉市文書管 理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努め てまいります。

(4) 備品の管理について

ア 備品の登録について

(選挙管理委員会事務局)

備品の管理については、佐倉市財務規則を 遵守し、適正な管理に努めてまいります。

2 意見

(1) 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金要綱及び事業補助金交付要綱について (こども政策課)

補助対象経費につきましては、できる限り 範囲を明確化するよう努めてまいります。 記載されているが、対象経費を列挙した最後 に「等」と表記し、対象経費に含みを持た せ、範囲がはっきりと分からないものが見受 けられた。

対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

(2) 支給事業実施要綱の文言について(こども家庭課)

「佐倉市低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯 分)支給事業実施要綱」及び「佐倉市低所得 の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特 別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育 て世帯分)支給事業実施要綱」の各第7条に 「公的身分証明書」との文言使用があるが、 市が発行する身分証明書は、破産者名簿に記 載がないこと、後見の登記の通知を受けてい ないこと等を証明するものである。当該規定 がこの身分証明書を指すものでなければ、た とえ、国の作成した雛型を使用しているとし ても、身分証明書の発行機関として、公の要 綱に使用すべき文言ではない。

本人確認書類については、市の公式ウェブ サイト上に案内があることからしても、十分 に検討されたい。

(2) 支給事業実施要綱の文言について (こども家庭課)

「公的身分証明書」の文言使用につきましては、運用上、運転免許証等の具体例を例示していることから、市が発行する「身分証明書」と誤認されることはなく、現状において問題は生じておりません。

今後の事務においても、「公的身分証明 書」の文言が誤認を招くことのないよう、引 き続き留意してまいります。